

公園敷地等を活用した 雪置き場について

令和6年度 まちづくりふれあい懇談会【建設港湾部】

1. 雪置き場の目的について
2. 実証状況と検証について
3. 雪置き場の概要について
4. 令和6年度積雪期に向けての進め方について



1. 雪置き場設置の目的について

少子高齢化が進む中、冬期における雪かきが負担となる市民が増え、道路除雪による、住宅の玄関前などに残る雪(寄せ雪)の改善の声が多く寄せられております。

そこで、少しでも雪かきの負担軽減をするために、**市と連携し、地域が主体となって**、地域内に道路除雪の寄せ雪を置く場所を確保し、市民生活の利便性を図ることを目的とします。

雪捨て場ではなく、

雪置き場です。



2. 実証状況と検証について(モデル公園の設定)

令和5年度、町内会のご協力により、6箇所のモデル公園を雪置き場として活用する事業を実施し、融雪水やゴミがたまるなど、どのような状況になるかを検証しました。

モデルとなった町内会と公園は次のとおりです。

町内会	モデル公園	雪入れの方法
向陽ヶ丘中央	向陽ヶ丘第2公園	ママさんダンプ、手押し除雪機
潮見5丁目自由ヶ丘	自由ヶ丘公園	同上
潮見10丁目	潮見第4公園	同上
つくし3丁目	つくし3丁目公園	同上
オホーツク	鱒浦4丁目市有地(公園予定地)	同上の他、小型除雪車も可とした
駒場東	駒場北6丁目公園	同上

2. 実証状況と検証について(潮見第4公園の状況)



目印等を設置しなかったため、遊具の囲い柵を破損した例。⇒ 降雪前にスノーポールの設置が必要。

2. 実証状況と検証について(鰐浦4丁目市有地の状況)



隣接地との間に段差があるため、土のうで養生するとともに、融雪後の清掃を容易にするため、ブルーシートを敷設した。

2. 実証状況と検証について（検証の結果）

ケース1：地域の方に雪の置き場所が知られていなかった

⇒地域の方に対し、雪置き **ルールの周知** の徹底が必要。

ケース2：遊具の破損

⇒遊具周り、公園との境界、雪置きエリアに **スノーポールの設置** が必要。

ケース3：重機の使用

⇒土地の形状を考慮し、**重機使用の際はブルーシート等による対策** を行う。

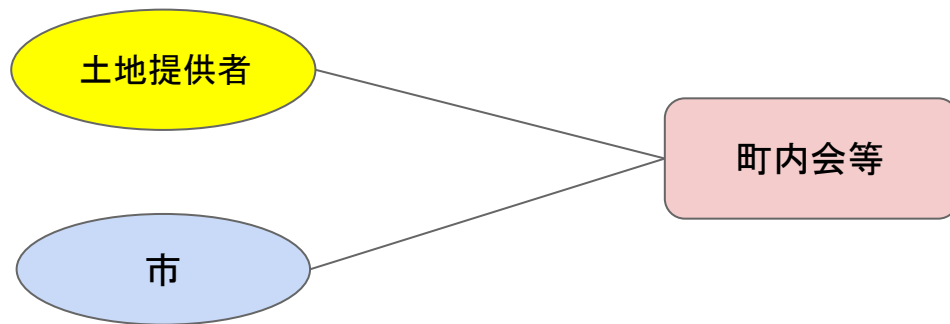
★雪入れの注意点

- ・地域住民へのルールの周知をして下さい。
- ・危険な雪積みをしないよう安全に配慮して下さい。
※そり遊びによる事故発生防止と、隣接住宅への影響を及ぼさないようにするため。
- ・遊具や施設を壊さないよう配慮して下さい。
- ・融雪作業や微砂利を含むゴミの清掃などを実施して下さい。

3. 雪置き場の概要について

(1) 仕組み

市もしくは土地提供者と町内会等が覚書を交わし、寄せ雪の雪置き場を確保します。



(2) 活用ができる場所

①公園、公園予定地 ②市有地 ③民有地

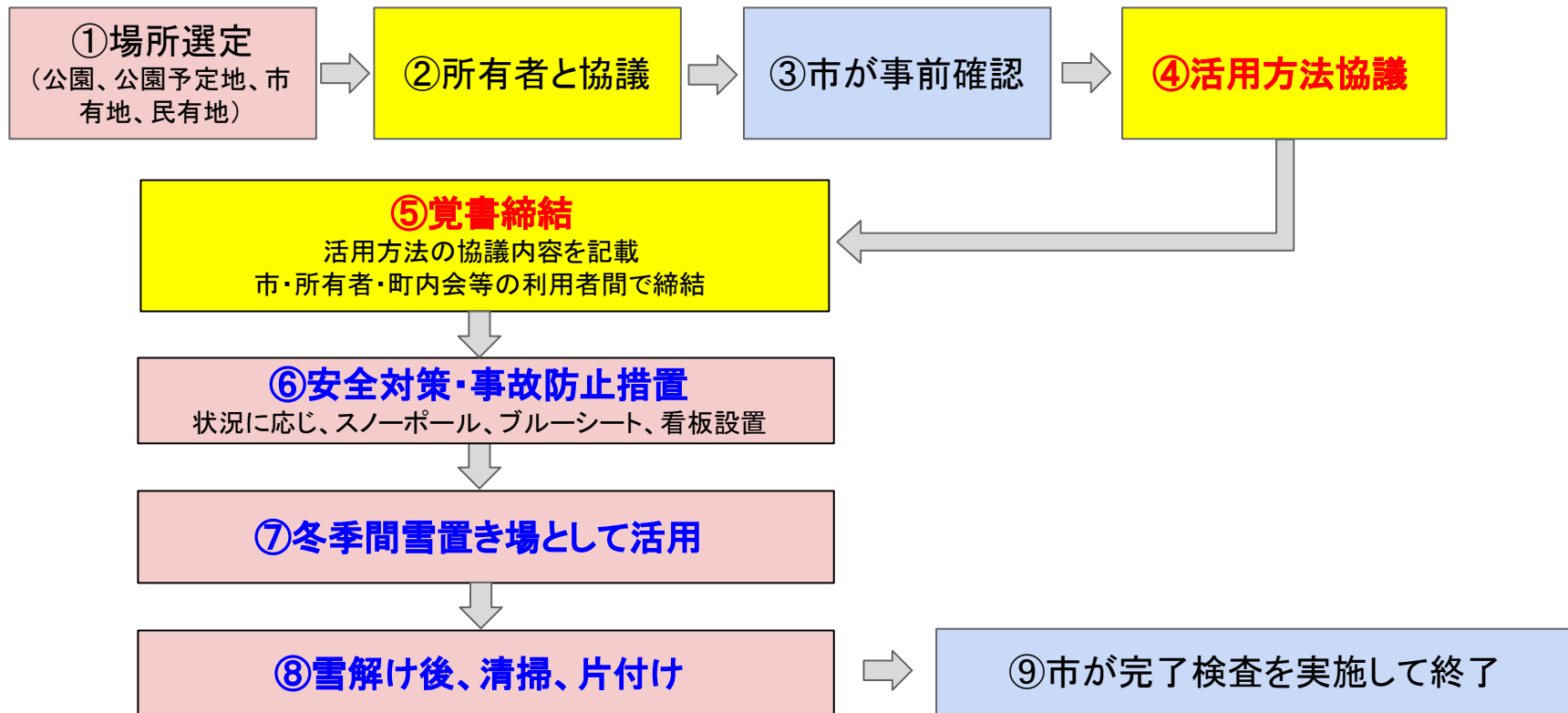
状況に応じて市と連携し、スノーポール、ブルーシートの貸出しや、看板を設置します。

(3) 雪置き場設置から完了までの流れ

町内会等

市と町内会等
土地所有者

市



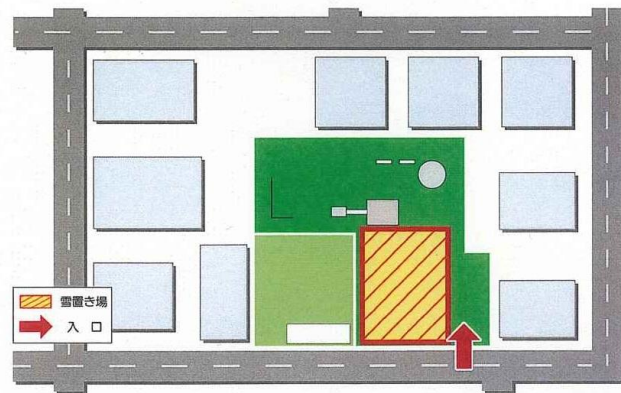
説明看板設置例、ルールの一例



～公園を雪の置き場として利用することができます～

◇ ルール ◇

- 公園に置く雪は、日常生活に支障となる道路等の雪に限る。
- 雪入れは家庭用の除雪器具とする。
(ママさんダンプ・ソリ・手押し除雪機に限る。)
- ※重機での搬入は禁止。
- 雪を置く場所は下記図面の赤い枠の箇所。
- あかくかこまれたなかではあそばないこと。
- 危険な雪積みをしていないこと。



4. 令和6年度積雪期に向けての進め方について

